

富山県商工業者等によるにぎわいと魅力あるまちづくり推進条例

本県の商工業者は、商品、サービスの提供等を通じて地域社会の絆^{きずな}を結ぶ役割を担い、県民の豊かな暮らしを支えるとともに、固有の文化や伝統をはぐくみ、にぎわいと魅力にあふれた地域の創造に寄与してきた。

しかしながら、全国規模で展開される大型店等の郊外への立地と中心市街地や商店街の衰退が進み、これまで商工業者によって作り上げられてきた地域のにぎわいと魅力が失われかねない状況にある。

県民が郷土への誇りと愛着をはぐくみ、真の豊かさを実感しながら暮らしていくためには、県及び市町村の緊密な連携による支援の下、本店を県外に有する商工業者を含め、すべての商工業者が、商工団体等に参加し、地域の自然、景観、歴史、伝統、文化、産業等の資源を最大限に活用することによって事業機会の増大を図るとともに、商工団体等は、商工業者の積極的な参加を得て、にぎわいと魅力にあふれる地域の創造に自ら率先して取り組むことが求められている。

ここに、すべての商工業者及び商工団体等の積極的な取組及び協力の下に、にぎわいと魅力あるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、商工業者及び商工団体等がそれぞれの地域において行っている経済活動及び地域貢献活動が地域社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、すべての商工業者及び商工団体等のにぎわいと魅力あるまちづくりを推進する活動への積極的な取組を促進し、相互に協力する気運を醸成することにより、豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「にぎわいと魅力あるまちづくり」とは、経済活動及び地域貢献活動を通じて地域社会を活性化し、地域の自然、景観、歴史、伝統、文化、産業等の魅力を増進させる取組をいう。

2 この条例において「商工業者」とは、商工会議所法（昭和28年法律第143号）第15条に規定する商工会議所の会員たる資格を有する者及び商工会法（昭和35年法律第89号）第13条に規定する商工会の会員たる資格を有する者をいう。

3 この条例において「商工団体等」とは、次に掲げる団体をいう。

商工会議所

商工会

商店街振興組合等一定の地域において近接して小売商業、サービス業等を営む者によって構成される団体

前各号に掲げる団体のほか、専ら地域社会の福祉の増進を図るため、にぎわいと魅力あるまちづくりを推進する活動を行うことを目的とする団体であって主として商工業者により構成されるもの

(商工業者の取組)

第3条 商工業者は、にぎわいと魅力あるまちづくりに積極的に取り組むものとする。

2 商工業者は、商工団体等に参加すること等により、商工団体等が行うにぎわいと魅力あるまちづくりを推進する活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 商工業者は、商工団体等がにぎわいと魅力あるまちづくりを推進する活動を行うときは、応分の寄与をすることにより、当該活動に協力するよう努めるものとする。

(商工団体等の役割)

第4条 商工団体等は、市町村との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、にぎわいと魅力あるまちづくりに積極的に取り組むものとする。

2 商工団体等は、当該団体に加入している商工業者がにぎわいと魅力あるまちづくりを推進する活動を行うときは、当該活動に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民の協力)

第5条 県民は、商工業者及び商工団体等がそれぞれの地域において行っている経済活動及び地域貢献活動が地域社会の発展に果たす役割の重要性を理解し、これらの者が行うにぎわいと魅力あるまちづくりに協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第6条 県は、市町村と連携して、にぎわいと魅力あるまちづくりのために必要な施策を実施するとともに、商工業者及び商工団体等が行うにぎわいと魅力あるまちづくりを推進する活動に対し、必要な支援を行うものとする。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。